

奈良県地域生活定着支援事業業務委託 審査基準

審査項目	審査基準	配点	基本 点数	評価 係数
		①×②	①	②
1 運営方針 ・ 実施体制 (20点)	(1) センターの運営方針において、支援対象者への支援の姿勢が事業の目的に沿ったものであり、業務執行にあたっての公平性・中立性が担保されているか。	10点	5点	2
	(2) センターの設置場所や運営体制、職員の配置等は、業務を安定的に実施する上で適切か。	10点	5点	2
2 業務の 企画運営 (60点)	(1) 支援対象者の釈放後の生活の希望や福祉的ニーズを把握し、本人の特性に応じた福祉サービス等につなぐにあたり、効果的なアセスメントの方法が具体的に示されているか。また、生活基盤を整え、釈放後直ちに、適当な帰住先や福祉サービス等につなぐことができるよう、各関係機関との連携体制が適切に整えられているか。	20点	5点	4
	(2) 支援対象者が、釈放後、再犯及び再非行を行うことなく、地域の中で自立した日常生活を営めるよう、個々の特性に応じた必要な助言を行う等の支援対象者の受入事業者等に対する効果的なフォローアップについて具体的に示されているか。	20点	5点	4
	(3) 支援対象者の円滑な地域移行につなげるため、福祉的受け皿の確保や拡充、地域の支援ネットワーク構築に向けた研修会等(仕様書4(3)⑤ア～ウ)のいずれかの内容について、県全域及び地域(一又は複数の事業所等)それぞれを対象に具体的に一つずつ示されているか。	10点	5点	2
	(4) 支援対象者の釈放後、本人や家族等の関係者からの相談に対してニーズ等を把握し、助言や必要な支援を行うなど相談支援における工夫について具体的に示されているか。	10点	5点	2
3 個人情報 (10点)	(1) 個人情報等の管理上の効果的な対策(運用上の仕組みやルール作り)について具体的に示されているか。	10点	5点	2
	(2) 苦情に対しての解決方法及び処理体制について確立されているか。			
4 経費 (10点)	(1) 評価点数は、次の式により求める。※小数点以下切り捨て 評価点数=10点×(最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額)	10点		
	合計	100点		

・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。

・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が、満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が、満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。

ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が、満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

審査（評価）	配 点
極めて高い （極めて良好）	5
高 い （良好）	4
中 位 （普通）	3
やや低い （やや不十分）	2
低い （不十分）	1